

令和4年度第2回 長野県青少年問題協議会

日 時：令和4年11月16日（水）

13時30分～

場 所：オンライン開催

1 開 会

○内山企画幹

ただいまから、令和4年度第2回長野県青少年問題協議会を開会します。

私は、本日の進行を務めさせていただきます長野県県民文化部こども若者局次世代サポート課企画幹の内山と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、開会に当たりましてこども若者局長の野中祥子より御挨拶を申し上げます。

2 あいさつ

○野中こども若者局長

皆様、こんにちは。開会に当たり御挨拶をさせていただきます。こども若者局長の野中でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、令和4年度第2回長野県青少年問題協議会の開催に当たりまして、委員の皆様におかれましては、お忙しい中御出席を賜り誠にありがとうございます。

さて、本年7月に開催をいたしました第1回協議会におきましては、「長野県子ども・若者支援総合計画」の進捗状況について、また同計画が本年度で期間満了を迎えることに伴う次期計画の策定について、さらに子どもの性被害の状況についてという3点を議題に挙げさせていただき、皆様にも大変活発な御議論をいただいたところでございます。

本日は、この三つの中でも特に次期長野県子ども・若者支援総合計画の策定に議題を絞りまして、前回の協議会で皆様からいただいた御意見を踏まえて、結婚から子育てまで様々な希望が実現でき、全ての子ども・若者が健やかに成長・自立できる社会づくりのための議論を深められればと考えております。今年度、当協議会は3回の開催を予定しているところでございますが、今回はその2回目ということで、まさに次年度の計画策定に向けて重要な核となる回であると考えております。

委員の皆様には、第1回に引き続き、子ども・若者がより幸せに生きることのできる社会づくりをより一層推進するための施策充実に向け、それぞれのお立場から忌憚のない御意見をいただければと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

誠に簡単ではございますが、私の御挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

○内山企画幹

ありがとうございました。

次に、本日の資料でございますけれども、事前にメールでお送りしているとおりでございますので、御確認をお願いいたします。

ここで本日の協議会の定足数について申し上げます。長野県附属機関条例によりまして、本協議会の開催には委員の過半数の出席が必要となっております。本日は、委員15名中出席者は8名でございまして、定足数である過半数の出席を満たしていることを御報告申し上げます。

なお、池田委員、伊藤委員、木村委員、戸谷委員、西村委員、矢澤委員、山本委員につきましては、本日御都合により欠席の御連絡をいただいておりますので、御報告させていただきます。

また、本協議会は、後日議事録を県のホームページで公開させていただきますので、よろしくお願いたします。

3 議 事

次期長野県子ども・若者支援総合計画の策定について

○内山企画幹

それでは、早速でございますが、本日の議事に移ります。

長野県附属機関条例により、会長等が議長になることとされておりますので、荒井会長に議事の進行をお願いいたします。

○荒井会長

皆さん、こんにちは。信州大学の荒井でございます。今回はオンライン開催ということで、御負担等をおかけしますが、よろしくお願いいたします。

冒頭、事務局から、次期長野県子ども・若者支援総合計画策定について説明をいただきまして、その後皆さんからご意見を頂戴します。

では、事務局のほうからよろしくお願いいたします。

○市村補佐

長野県次世代サポート課の市村でございます。

それでは、お手元の資料に基づきまして、「次期長野県子ども・若者支援総合計画の策定について」を御説明させていただければと思います。

前回第1回の御議論では、幅広い御意見をいただきまして、改めて感謝を申し上げます。本計画につきましては、前回の会議の際に御説明させていただきましたが、おおむね年内をめどに原案を固めまして、意見を聞いてまいりたいと考えてございます。

本日は、計画全体の基本的な考え方ですとか、施策を進めていく上での大きな方向性の案について御説明の上、引き続き御意見を頂戴できればと思います。

それでは、資料の1ページ御覧ください。こちらにつきましては、前回の協議会の際にいただいた御意見、様々な御意見をいただいたところでございますが、大きく三つに分けさせていただきます。

1点目が、子ども・若者支援全般に係るものでございます。1点目として、子どもや若者が置かれている状況の中で希望を持たずに諦めてしまっていることが多いというものです。そのような中で、子ども・若者の先にある大人や社会がしっかりと目指したいもの、楽しいものを見せていかないと、なかなか希望を持つことができないという御意見を頂戴しました。非常に根幹を成すような大事な意見かと思っておりますので、計画全体を通じて、また通底していければと思っております。

2点目、3点目につきましては、施策を考えていく中で、しっかりどのようなものが求められているか、それを捉えることが必要であるという御意見ですとか、特に子どもに関しては、子ども御自身が御意見を持てるような子ども向けの計画、そのようなものもしっかりつくっていくということ。そのような御意見を頂戴したところでございます。

2点目は子育て支援でございます。1点目、2点目でございますとおおり、柔軟な子育て支援

サービスですとか、子育てを行う上での情報交換の場のようなもの、そのようなものがあってもいいのではないかという御意見ですとか、3点目にあるような他の自治体で先行しているようなもの、手厚いようなものも参考にしていってもよいのではないかという御意見も頂戴しているところでございます。

3点目ですが、多く御意見をいただいた部分でございますが、特に学校に行くことができない不登校の子どもたちへの支援という中で、1点目のしっかり学ぶ権利を保障すべきですとか、フリースクールに関して様々な良いところを共有するような点、併せてそのようなところを大事にしていくとともに、支援していくことが大事だろうという御意見を頂戴したところでございます。

あわせて、最後の部分でございますが、不登校に限らない部分かと思いますが、しっかりエビデンスを持って施策を考えていくことが重要という御意見も頂戴したところでございます。

このような御意見を踏まえまして、今回2ページに次期計画の検討案ということで、全体像をお示ししております。

表題にございますとおり、令和5年度から令和9年度までの計画というところで、県の総合5か年計画の個別計画という位置づけの中で、令和5年度から9年度までの5年間の計画ということで位置づけていくものでございます。

冒頭の「策定のポイント」という囲みがございます。大きく二つの観点というところで、現在への目線と未来への目線という二つを掲げさせていただいております。足元をしっかりと見つつ、将来に関しても見据えたものをつくっていくというところが、やはり大事なところかなと考えてございます。

1点目の現在の目線でございますが、やはりコロナ禍の影響、それは子どもや子育て家庭それぞれへの影響であるとか、全体としての少子化への影響、これが非常に強いという中で、その影響からの回復。あわせて、コロナ禍による働くことへの影響ですとか、物価高騰、なかなか賃金が上がりにくいという構造の中で、家計所得による格差ですとか、性別による制約みたいなものをしっかりとなくしていくような取組、ここが大事なポイントになってくるのだろうと考えてございます。

あわせて、将来でございますが、2035年という県全体の将来を見据える中で、やはりさらなる少子・超高齢社会という中で、その未来を担っていくであろう一人一人の子ども・若者にしっかりと寄り添った支援を現時点からやっていくというところが大事な視点かなと思ってございます。

そこから右の部分でございますが、女性・若者に選ばれる県づくり、あわせて、子ども・若者や女性の幸福追求、このような点を全体に通じる考え方としてしっかりと位置づけていきたいと考えてございます。

計画全体につきましては、左側ですが、前回の御議論の中で御説明させていただいた部分でございますが、現時点での策定の背景というところで大きく5点まとめてございます。

1点目として、少子化に立ち向かうという中で、コロナ禍の中、さらなる進行のおそれのある少子化にしっかりと歯止めをかけるという観点。あわせて、格差拡大、貧困の連鎖の解消というところで、正規・非正規の雇用格差ですとか、いわゆる若年層の所得格差の拡大、併せていわゆる貧困の連鎖と言われる問題。親の世代の貧困が教育という機会を通じて子に連鎖してしまうおそれというところは、しっかりとその連鎖を断ち切るという観点で捉えていきたいと考えてございます。

あわせて、コロナ禍からの一人一人への影響の回復というところで、今回オンラインの会議

という形を開催させていただきますが、子どもたちの様々な生活、日常生活ですとか、学校生活におけるコミュニケーションや生活の変化によるストレス、このようなものをしっかり受け止めた上で、そこからの回復を考えていくことを捉えてまいります。

あわせて、家計で考えますと、物価高騰と相まる中で、家計や家事・育児の負担が増加する中で、ここは、またこの後説明をさせていただきますが、いかに仕事と家庭を両立していくかということをしっかり打ち出していきたいと考えてございます。

4点目はVUCAな時代ということで、下に脚注を入れてございますが、変化が急激で先行きの見通しがなかなか難しいという中で、しっかりとその変化を捉えて、例えばデジタル化によるネット、ゲームの依存の弊害ですとか、孤立・孤独の顕在化、このようなことにしっかり向き合っていくことが大事と考えてございます。

あわせて、子ども・若者の安全や権利を確実に守るところで、自殺ですとか、児童虐待、子どもの権利の保障をしっかりしていくということ打ち出していきたいと考えてございます。

一番左下ですが、策定の全体の理念というところで、子ども・若者の起点を大事にすること。前回は御意見をいただいた中でございますが、子ども・若者との対話をしっかりしていくこと。あわせて、共につくっていく共創ということ掲げていきたいと考えてございます。

そこから施策を考えていくに当たりまして、2ページの右上の部分でございますが、現状計画の進捗と新たな動きを掲げてございます。現行計画の進捗につきましては、前回の協議会において進捗報告という形をさせていただいてございますが、特に出生率の減少や男性の育休に関しては、やはり女性に比べると上がってきているもののまだ差があるですとか、理想の子ども数を持っていない理由として、経済的負担が計画策定時より高まり半数を超えているという状況。このような中で、計画全体を通じる中で少子化対策のさらなる強化ということで、仕事と子育てとの両立、経済的負担のさらなる軽減、この2点を大きく進めていきたいと考えてございます。

あわせて、将来的な新たな動きといたしまして、来年4月からのこども基本法の施行ですとか、こども家庭庁の新設。このような新しい動きを捉えて、子ども・若者起点の支援ということで、様々な子どもの権利の保障ですとか、公正かつ包摂的な支援、こちらにつきましても、全体を通じるものとして打ち出していきたいと考えてございます。

このような観点の中で施策の柱を大きく3本立ててございます。

1点目につきましては、少子化にしっかり歯止めをかけるという中で、「結婚・妊娠・出産、子育ての希望が実現できる社会づくり」を進めていくというところでございます。その中では、仕事と子育てとの両立支援、経済的な負担の軽減、あわせて移住ですとか定住が少子化に寄与するという観点を捉えて、女性・若者の信州回帰を一層進めていくという点を定めていきたいと考えてございます。想定している施策に関しましては、こちらの1～6を柱とするものでございます。

2点目につきましては、様々な困難を抱えた子どもたちへの支援という中で、「誰でも夢や希望を抱きチャレンジできる社会づくり」という観点でございます。前回御議論いただいた子どもの学ぶ権利に関する権利保障ですとか、子どもの不登校に関するものを施策として掲げてございます。

最後3本目でございますが、「健やかに成長、自立できる社会づくり」ということで、全ての子ども・若者の幸せ、ウェルビーングな成育をしっかり支援していくという観点で、身体ですとか、精神、社会的に良好な状態、いわゆるウェルビーングをしっかり全体として子ども・

若者に関して目指していきたいというものでございます。

あわせて、2ページが一番下でございますが、前回進捗報告をさせていただいたとおり、関連指標を定めていくと。この中では、前回出しましたとおり、エビデンスに基づいて定めていく必要があるだろうという御意見も頂戴しておりますので、しっかりと定めていきたいと考えてございます。

最後3ページでございますが、主な施策ということで掲げてございます。記載のとおりでございますので、説明は割愛をさせていただきますが、またこの後の御意見の中でも幅広く頂戴できればと思います。

説明につきましては以上になります。

○荒井会長

ありがとうございます。

本日は本年度2回目の協議会となりますが、1枚めくっていただいたところには前回会議の内容が概括されています。御発言いただいたニュアンスも含めて確認ください。

こちらの資料は、三つほどの観点でまとめていただいております。子ども・若者支援全般に関しては、夢や希望を持つというその前提さえもなし得ない状況があるのではないかという危機意識や、就労女性に対する施策のパッケージ化を求めるといふものや、子ども向け、子ども目線の情報発信の在り方を検討すべきという御意見をいただいております。

二つ目に子育て支援に関しては、いわゆる2拠点生活に対する施策の充実や、子育て経験等の経験者同士の子育てコミュニティの構築、他自治体の先行事例などの情報共有が必要ではないかというような御発言をいただいております。

最後の不登校支援に関しては多くの御意見をいただきました。経済的な支援の在り方を含めた学習権保障の中身について詰めるべきだという御意見や、フリースクール等、支援者間での情報共有の場が必要ではないか。また、エビデンスやデータの捉え方についての御意見をいただきました。

前回御欠席の方もいらっしゃいますので、その辺りも含めて、少しまた御意見をと思ひます。いかがでしょうか。

○小山委員

ありがとうございます。前回の御意見の中に、不登校の子どもへの支援ということで整理していただいております。最近のトピックスとして、また不登校の児童・生徒数が最高を更新したということがありました。そういう意味では、この不登校の概念というものも時代の変化の中で大きく変わってきていると思ひます。教育機会の確保を学校以外にしっかりと保障していくということが求められる、それも大事だと思ひますが、一方で、学校という場の魅力の充実ということも、私は決して忘れてはいけないと思ひています。

不登校の児童・生徒が大幅に増加しているということ、コロナの影響も盛んに言われている一方で、先生方がいろいろな業務負担が大きい中で、一人一人に親身になってアウトリーチ的な寄り添いができているのかということについて、大変不安に感じました。

その辺りに対する認識と、学校の充実、子どもたちのSOSに対してどういうふうに関わり添っていくのか、施策を強化していくのか、ぜひ考えていただきたいと思ひますし、スクールソーシャルワーカー、あるいはスクールカウンセラーの充実ということが施策に掲げられている一方で、学校がこういった資源、福祉資源といふか、この皆さんとチームで対応していく体制づ

くりについて、しっかり学校側も認識していただきたいと思っています。スクールソーシャルワーカーが充実する一方で、学校側がしっかり一緒にやっという活用に対する共通認識を持っていただきたいと思いますが、その辺りの現状、あるいは改善点等がもしあればお聞きしていきたい。学校づくりへの考え方をお聞きしたいと思います。

○荒井会長

ありがとうございました。貴重な御意見をたくさんいただきました。教員の多忙化が指摘される中で、教職員に対するエンパワメントも忘れてはならないという御意見をいただきました。近年、チーム学校推進されていますが、体制構築の在り方について、事務局のほうで現状等御説明いただくことは可能でしょうか。

○清沢係長（教育委員会事務局心の支援課）

教育委員会の心の支援課の清沢と申します。よろしくお願ひします。今、小山委員からいただきました質問に全部答えられるかどうか分かりませんが、私の立場でお答えできることをお願ひしたいと思います。

まず、不登校の人数が過去最高ということで、これは全国的な状況ですけれども、その不登校の児童・生徒に対する取組を教育委員会でも進めております。

ただ、今お話のあった学校づくりについてどうしていくかというところは、必要性は感じておりますけれども、なかなか一朝一夕にできる問題ではないと考えておりますので、その点については、今後検討していかないとはいけないと考えております。

それから、SC、SSW、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーについては、毎年少しずつですけれども、人数や、相談時間を増やしているところではございますが、今お話がありましたように、学校との関わり、これについては、SC、SSWの研修会でも、あるいは学校の担当教諭に対する研修会でも、チーム学校としての対応を進めていくということをお願いしておりますので、その点は御理解をいただければと思います。私からは以上でございます。

○荒井会長

ありがとうございました。

そのほか、前回の振り返りという点では、追加の御意見等はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

○金山委員

私は前回、子育て支援について意見を一つ出させていただいたのですが、そこに追加でお願いしたいことがあります。子育て支援の中でも、雇用主というか、就労と子育ての両立を図るときに、親に対する支援だけではなく、事業主さんたちへの働きかけというか、取組について、具体的な対策というか、何かできないかと考えています。

特に、今年度から育児休業法が改正されまして、事業主が育児休業があるということの制度の説明であったり、取る意思がありますかということ雇用されている方に確認を取ったり、また育休が取りやすいような職場環境の整備などが義務化されています。なので、そういう法改正を反映したような県としての子育て支援の施策のつくり方というのを、ぜひお願いしたいと思っていますし、事業主が義務を果たせるような研修だったり、またほかではどういうふうに行っているかというような情報交換ができるような機会、またそのようなネットワークとい

うのが今現在既存のものがあるのか、ないのか、私もよく分かっていないので、今の県の現状などもお聞きできればいいなと考えております。

それからもう一点は、事業主に対しては義務化されてはいますけれども、だからといって全てがみんなうまくいくかも分からないですし、事業主が義務を果たしていないときに、例えば育休を取りたいとパパが申し出たときに、「出世が遅れるぞ」と言われたり、取りたいと思う気持ちが分からないと同僚から言われたというようなこともまだまだ話として伝わってきておりますので、事業主が義務を果たしていないときとか、職場で自分の取得の意向がなかなか認められないときの雇用者の相談窓口というようなものが整備されていくといいなと思っていて、そういうことについての取組の可能性というのについても、少しお考えいただけたらと思います。以上です。

○荒井会長

ありがとうございました。御質問と御意見両方ありましたけれども、大きく分けて2点、一つ目は、今回子育て支援のまとめの部分では三つほど書いていただいておりますけれども、追加として育児休業法の改正を踏まえて、事業主への支援については、現状どうか。事務局のほうでお答えください。

もう一つは、いわゆる法的な義務を果たし得ていない場合、対象者となる当事者からすれば孤独感を感じる状況かと思えます。その場合の相談窓口の整備など、県が果たすべき、あるいは市町村が果たすべき役割に関して、事務局のほうで御対応いただけたらと思っておりますけれども、こちらは労働雇用課とかでしょうか。いかがでしょうか。

○平澤係長（産業労働部労働雇用課）

労働雇用課平澤と申します。よろしくお願いたします。

まず、事業主への働きかけでございますけれども、こちら、長野労働局と連携いたしまして、育児休業取得の促進ですとか、そういった職場環境の整備、こういったものを進めておるところでございます。労働局もそうですが、労働雇用課では、職場環境のアドバイザーという者がおりますので、そういった者が会社を訪問しまして、こんなことができるか、こういう場合にはこうしたらいいとかという、そういったことをアドバイスなどしておるところでございます。

それから、義務が果たされないときの対応でございますけれども、こちら相談窓口、県でも用意してございますし、長野労働局でも対応しておるところでございます。どこまで事業主に踏み込めるかは、長野労働局とも連携いたしまして、どこまで踏み込んだ指導なり監督ができるのか。あるいは相談にどのように乗っていったらいいかは連携をしながら、県の関係機関とも連携して進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○荒井会長

お答えいただきありがとうございます。後ほどぜひ議論をと思っております。

ほかに、前回のまとめということに関して言えばいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。では、配付資料の次のページに焦点を当ていただきながら、また引き続き御意見をいただきます。

○照井委員

軽井沢町の照井将人です。本日もよろしくお願ひいたします。資料のおまとめも丁寧でありがとうございました。

質問と確認をさせてください。2ページの策定の背景の中にある大きな中の二つ目、格差拡大貧困の連鎖の解消のところの「・」の二つ目、教育格差による貧困の連鎖というところを見ていました。一言で抽象的にまとめれば「教育格差」という言葉になると思いますので、特に文言の修正等を求めるわけではないのですが、一定の共通了解があったほうがいいのかなどと思ひ、お伺ひをしたかったところです。

受けられる教育の、いわゆる質の高さ低さみたいなどころの格差の話なのか、教育を受けられる機会というところにおける格差なのか、県内における地域間の格差なのか、様々なところを包含してこの「教育格差」という言葉が使われていると思うのですが、令和5年から9年の間に、どこに注目ができて、どのように問題が解決していきけるのかということを考える上では、今の段階ではこの格差をどういうふうにつまえていて、この柱のところにもどのように反映されてくるのかということを理解しておく必要があるかなと思ひまして、現段階でどのようにお考えになっているのか。また、私たち委員のほうからどういう意見が吸い上げられるといい方向に向かうのかということでも、確認と質問をさせていただければと思ひました。

○荒井会長

ありがとうございました。まず、照井さんにもお伺ひしたいと思ひますけれども、今、高校生を含め様々な関わりを持たれている中で、その格差に関しての現場感覚とか、印象等々も少しお話しいただきながら、事務局のほうで先ほどの質問の対応の準備もさせていただけたらと思っております。照井さんのほう、いかがでしょうか。

○照井委員

現在高校の現場で、町から行政支援という形で高校生の教育に携わらせていただいております。私の現場の話、感覚でお話しをさせていただきますと、機会のほうの受けるというところの格差、とてつもなく大きな格差を指しているわけではありませんが、感じる瞬間はあります。具体的にどのようなことを今実践しているかということ、県立の高校の中に町が設置した公設型の学習塾を展開しています。

こちらは、進学、学力保障という点で、月々利用する生徒からは月謝を頂いております。この高校に通う生徒だけが通うことができるルールなのですが、中でも、たびたび行政側と学校側で話に上がるのが、月々お金を払わないとこの学習塾には通うことはできないのかということです。

私どもも、真剣に学びに向き合うという一つ示しのために月謝を頂戴しているという点はあるのですが、もちろん学校の立場から見れば、どのような生徒であっても、学校の敷地内にそういう場があるということは、利用させてほしいという意見もいただいております、非常に判断が難しいところだと思っております。

民間ではなく、公設なのですが、私どもも一応非受験学年で月々3,000円、高校3年生に上がると月々5,000円をいただいている形で学習塾を展開しています。民間塾に比べれば比較的価格としては抑えられている状況ではあれど、聞く話では、生徒がアルバイト等をして、自分のお財布からそこを捻出しているというようなお話も聞いています。

そうしたところを考えると、受けられる機会の格差というものは自分の知らないところにも

たくさんあるだろうと感じていましたので、印象論ですが、私は受けられるか受けられないかというようなところは考える必要はあると思いました。

ひとまずここで止めます。以上です。

○荒井会長

ありがとうございました。非常に重要な情報提供ありがとうございます。

では、事務局のほう、こちらの文言の背景やニュアンスも含めて少し御説明いただいて、また皆さんにも情報提供いただけたらと思いますけれども、いかがでしょうか。

●事務局

ここで言います教育格差による貧困の連鎖の部分ですが、今、照井さんからもお話がありましたが、やはり機会が平等でないという部分が大いにかと思っております。教育を受けられる機会ですね。今学習塾の話がありましたけれども、通常の教育プラス様々な教育機会が貧困によって受けられないような場合もあるということでそれが先々貧困の連鎖につながっていくと。そういったことについては、次期の計画の2番目にも、子どもの貧困対策というのがありますけれども、その部分を中心にしっかりと学習機会の確保という面で位置づけていきたいと思っております。以上でございます。

○荒井会長

ありがとうございました。改めて説明するまでもありませんが、生まれによって教育を受けることができるレベルが相当程度規定されているという、この日本がほかの国と同程度に不公平な社会になっているということが明らかになっている中で、どんな施策を打っていくのか、大きな課題かと思っております。

ですので、この教育格差という記述は、実質的には教育機会の格差の部分に、そしてそれを方向づけるいわゆる経済格差や家庭環境の問題ということにも着目いただいておりますので、後ほどの施策展開の中には、いわゆる子育て支援も関係していますし、経済的な貧困状態のお子さんに対する、しんどい状況にる方に対する施策というふうなものも期待されてくるということが想定されるのではないかと思います。

この部分に関しては、ほかに追加で御意見等いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

次のページの3ページも含めて、具体的な施策の中身とか御提案、御意見等もいただけたらと思います。

まず、私のほうから1点気になったのが、施策の柱の1つ目の結婚・妊娠・出産、子育ての希望が実現できる社会づくりのところの冒頭に、「女性・若者の信州回帰」という言葉が記載されています。この「回帰」というのに若干違和感を抱きましたが、少し説明いただいてもよろしいでしょうか。

●事務局

事務局から御説明いたします。この施策の柱の1番の女性・若者の信州回帰の部分でございますけれども、これにつきましては、県の政策的な狙いが如実に表れた部分になります。女性・若者については、長野県は、大学進学を機に、長野県を離れて、あるいは就職してもそのまま戻ってこないという比率が非常に高うございまして、特に20代の女性につきましては、県外に出て行ったきり戻ってこないというのが大きな課題になっております。

これは、少子化に直結する部分かと思っておりますので、特にこの施策の柱の1につきましては、少子化対策の側面も非常に大きな部分でございますので、県の政策的な狙いとして、ここに女性・若者の信州回帰というものを位置づけさせていただいております。

以上でございます。

○荒井会長

ありがとうございました。フレーズ的に今の若者や女性に、この「回帰」という部分がどういうふうに伝わるのか気になったのでお伺いさせていただきました。

では、若林さんからお気づきの点、お考え等、少しお聞かせいただけたらと思います。お願いします。

○若林委員

資料を拝見させていただきまして、本当に分かりやすくまとめていただいて感謝しております。基本的にはまとめていただいたとおりのことをそのまま進めていけたらいいのかと思いますけれども、やはり現場にいますと、私たちが思っている以上に、もしかしたら現在の子どもたちのコロナ後のこと、ウイズコロナの影響が長引くのではないかという印象があります。

最近この安曇野の辺りも、次から次へと学級閉鎖や学年閉鎖も続いておρισまして、不登校というような個人の問題だけではなくて、コロナにより学習の時間数が減っていたり、それに伴う自宅で過ごすことによるゲーム依存が増えているということが全て相まっている気はしていて、同時に別の調査ですけれども、メンタルの不調を訴える子どもたちがコロナの前よりも1.9倍以上増えているということを見たりしていますと、その後、特にこの計画は令和5年から9年までということですので、例えば15歳の子が20歳になったときとか、どういう風に育っているのかということまで、長い目でかなり意識をしてコロナ禍の影響からの回復というところをしっかりと考えていかなければいけないのかなととても強く思っています。

いったん以上です。ありがとうございます。

○荒井会長

ありがとうございました。教育関係者の皆様それぞれが、ひしひしと感じている部分かと思えます。この数年間は、子どもたちの人格形成に多大なる影響を与えていることは間違いないので、施策的にはなかなか事業化は難しいかもしれませんが、少し余白の部分と言いますか、伸びしろ部分で集中的に政策的な対応ができるような余地というの、用意しておく必要があるのではないかと思います。

では、吉澤委員のほうからいかがでしょうか。

○吉澤委員

私、高校現場にいるものですから、やはり気になるのが2番目の部分、そこが目についてしまうというところです。項目ごとに分けていただいているので非常に見やすいと思っています。

やはり今、障がいのある子どもであったり、特別な配慮が必要な子、本人は望んでいるのだけれども学びを続けることができないという状況は高校現場でも起きてきています。高校ですので、やはり広範囲から通ってくるという部分もありますので、小中高とつながっていく部分でどのような対応ができるかというところが大事になってくるかと思っています。

先ほどSCやSSWとチーム学校をどのように進めるかという部分はあるのですが、これは学校

現場としては進めているつもりですが、やはりそれ以上踏み込んでいられない部分であったり、教員の多忙という面でなかなか外とつながりが持てないという部分があるのが現状です。その辺がうまく改善されていけば、今より生徒が生き生きしてくるのかなと感じているところです。以上です。

○荒井会長

ありがとうございました。高校現場から、非常に貴重な御意見かと思っております。あまり着目されませんが、つまり、不登校の問題については、小学校と中学校に焦点が当てられがちですが、高校においても事態としてはかなり深刻化しているかと思えます。特に中退問題ですね。気持ちの面で、心の面でなかなかドロップアウトのほうにとということもありますし、御家庭の問題もかなりあります。

続きまして、宮澤さん、いかがでしょうか。

○宮澤委員

私はチャイルドライン、それからファミリーサポートの事業に関わっておりますけれども、一番心配なのは、子どもの声から、今孤立している、家庭にいる時間が長いということで、親との関係が非常に悪化している子どもたちがたくさん出ているということと、それが行政とつながっていない部分があるので、そこが非常に心配です。孤立している子どもが非常に増えているのではないかなということなんです。

それから、子どもの状況というか、家庭でもそうですけれども、子どもが家庭にいることで夫婦間の問題、経済的な問題というのが子どもに関わっている例がかなりあるのではないかと思っています。

例えば、ファミリーサポートをやっているが、そのお金を払えない、要するに預けて働きたいけれども、そのサポートにお金は支払えないという家庭があります。そうすると、それを市町村なり公的なところで援助できないかなというのが非常に私たち思っているところです。

ですから、子どもの現状から見ていて、やらなければいけないことがたくさんあるのではないかな、コロナによってかなり現状が変わってきているということで、子どもの声をしっかり聞いて、現状に合わせていくということもすごく必要ではないかと感じています。そういうことを施策の中に取り込んでいただいて、なるべく子どもと密接な関係を取れる環境をつくっていただきたいと思っています。

○荒井会長

ありがとうございました。冒頭の説明でもありましたが、こども家庭庁やこども基本法の動向は後押しになるものかと思えます。どういうふう当事者の声を施策に反映していくことができるか、今回の計画の中でも、「子ども・若者起点」を打ち出していますので、ぜひ子どもの権利条例も含めて、松本市しか策定されていないこの状況をどう考えるか、皆さんも考えていく必要があるかと思っています。貴重な御意見ありがとうございました。

続きまして、荒川委員、いかがでしょうか。

○荒川委員

私から何点かあるのですが、まず、この検討案、いただいた資料2ページ目のところですが、策定の背景が五つありますが、その一番下の「子ども若者の安全・権利を確実に守る」の1番

目の「・」のところ、「自殺数夜児童虐待数が高止まり」とありまして、それを受けての施策の柱として、恐らくこの三つ目の「健やかに成長、自立できる社会づくり」というところに関わってくるのかなと思っているのですけれども、ここで、児童虐待というところの施策が私には見えなくて、子どもの性被害防止というのが一つ児童虐待には関わるところですが、児童虐待は性被害だけに関わらないところかと思ひまして、何か大きな背景の中では、児童虐待という大きなものが性被害というところだけフューチャーされてしまうのはもったいないかと思うところでした。

あとは、意見ですけれども、なかなか難しいところではあるのですが、我々弁護人の関わりとして、青少年の非行事件を扱うことがあります。そういう少年は学校も中退していたり、あとは家庭に居場所がなかったりというところで、どうしても非行グループに居場所を求めてというので非行に走ってということが多いです。

全国的にも今、特殊詐欺というのが増えてきていまして、アルバイト感覚で始めて全国津々浦々転々としてやって、やったら捕まって、少年院なり刑務所なりに一発で行くということは往々にしてあるのですが、やはりそういう少年たちの居場所であったり、支援というのが、難しいのは重々承知していますが、そういったところも支援の手がある、もしくはそれが見えるところがあれば、少年事件自体も減ってはきているのですが、さらに減っていくのかなと、少年の再チャレンジできる社会づくりにもつながるかと思ひましたので、お考えいただければと思います。

もう一つは、これも難しいかと思ひのですが、子ども目線という点で、御家庭で離婚してしまう、夫婦が離れてしまうということが往々にしてあります。そのとき問題になる要素の一つとしては、離婚した後の監護親と非監護親の関係が不和になると面会交流といって、非監護親とお子さん、親権者でなくなった親とお子さんとの面会が難しくなったときに、どこでやるか、誰が引き渡すかというのはかなり問題となっています。支援する団体もありますが、やはり場所という点でなかなか難しいところが多いかと思ひます。

小さいお子さんですと、長野市だと「じゃんけんぼん」とかありますし、各市町村でも支援センターなどがあると思うのですが、それ以上、小中学生、特に小学生になるとなかなか支援センターなどが使いづらいのでどうしましょうと。大きなショッピングモールとかで何とかというのはありますが、そういったところに大変苦慮するところがあるので、何かそういった場所の提供、お子さんと面会交流ができるというのはお子さんが両親から愛されていると、自立にも足りますし、成長にもつながる大事なところかと思ひますので、そういった施策も、もし可能であれば御検討いただければと思います。以上です。

○荒井会長

ありがとうございました。会場のほうはいかがでしょう。

●事務局（次世代サポート課）

自殺ですとか児童虐待の関係で少し御説明をさせていただければと思います。施策の柱2ページでございますが、2番目の柱、「誰でも夢や希望を抱きチャレンジできる社会づくり」という中で、自殺に関しましては、この中の8番の「子ども・若者のいのちを支える」という部分、児童虐待に関しましては2番目の「家庭での養育に困難を抱える子どもへの支援」ということで施策のほうを位置づけていきたいと考えてございます。

施策の代表例につきましては、続きまして3ページのところのそれぞれの箇所に記載をさせ

いただいているところでございます。補足につきましては、1点目ですが以上になります。

○荒井会長

ありがとうございました。残り2つ、いわゆる少年非行の方々に対する、例えばセルフヘルプグループのようなそういったところの支援というものがあるかどうかとか、それについての情報の認知について、事務局からお答えいただきたいというのが2点目です。

3つ目は、いわゆる離婚後の監護親と非監護親の、とりわけ非監護親における面会交流の具体的な場ですね。そういったものについてはどのような認識を持たれているか、担当の方はいらっしゃるのでしょうか。いかがでしょうか。

●事務局（次世代サポート課）

真犯少年への支援や犯罪防止、非行防止も入るかと思いますが、それと監護者と非監護者との関係で面会の機会の提供等、これにつきましても重要な観点かと思っておりますので、内部で計画の中にどう位置づけられるかにつきましては、検討させていただきたいと思っております。以上でございます。

○荒井会長

ありがとうございます。まさに誰も取り残さないという理念はこういったところにも出てくるかと思っておりますので、御検討いただけたらと思っております。ありがとうございます。

続きまして、小山委員、いかがでしょうか。

○小山委員

資料を拝見しますと、総合的にいろいろな課題に対する施策が掲げられておりまして、総合的に施策を進めていくということが大事だと、それぞれ項目を見ていて思いました。

一方で感じるのが、教育委員会ですが、学校、あるいは教育に関する課題ということは何か別問題的に、この中にあまり見られないものですから、国で言うと文科省と厚生労働省みたいな縦割りの、そっちの問題はそっちということを感じますので、教育委員会の課題等ともしっかりと連携を図りながら、取組を進めていただきたい、つまり、縦割りを越えた取組が子ども・若者支援には大事かと思っております。子どもたちが過ごす時間が圧倒的に多いのは学校でありますので、教育委員会との連携を密にさせていただきたいと思っております。

そうした中で、不登校の皆さん、あるいは教育機会の確保という形で、フリースクールや不登校特例校みたいな市町村との協議の場を県が設けるような方針も示されていますけれども、学びの機会も多様化していく中で、学校とフリースクール、あるいは民間の受皿などとの連携もこれから必要になってくるのではないかと感じましたので、そうした連携、フリースクールは次世代サポート課がやっているようですけれども、そういった連携も、ぜひ念頭に置いていただきたいと思っております。

それから、社会が急速にデジタル化してくる中でのネット・ゲーム依存の弊害という項目があります。このゲームの依存症という問題は、久里浜の樋口先生が何年待ちとか何か月待ちみたいな感じで診療されていますが、そういった受皿が県内にしっかりとできているのか。精神保健センター、あるいは駒ヶ根のこころの医療センターにも先生が配置されたやに聞いていますけれども、それだけで本当に足りるのかという医療資源の提供についてしっかりと考えていただきたいと思っております。

それから最後、自殺数が高止まりということで、これは大変深刻な課題であると思っています。コロナ禍において、若者の自殺が増加している、35歳未満の自殺率が死因第1位なんという国は日本だけですから、そんな国に子どもが多く生まれてくるとは思えません。この自殺対策について、やはり日本人というのはSOSの出し方が苦手という統計もあります。しっかりとSOSを出していいんだよという、SOSの出し方教育にも取り組んでいただいているようだけれども、そういったSOSの出し方に対する子どもたちへのアプローチを、ぜひ強化していただくといいかなと大変大事ではないかと感じております。少し雑駁ですが、感想も含めてお願いしたいと思います。

○荒井会長

ありがとうございました。一つは縦割り行政の弊害ということとも関わりますけれども、教育機会確保法以後、教育委員会と県民文化部との連携等々も含めての状況はというお話、不登校特例校という具体的な制度設計のお話もできましたけれども、そちらが一つ目です。

二つ目は、またぜひ情報提供をいただけたらと思いますが、いわゆるネットやゲームと言われているようなところをきっかけとした依存症対応についての現状認識と、その受皿についていかがかというようなことです。

最後がSOSの出し方教育も含め、自殺施策についてというふうなことです。こちらは残念ながらまだ100%に届いていない状況かと思っていますが、いかがでしょうか。

○高橋課長補佐兼係長（健康福祉部保健疾病対策課）

保健疾病対策課の高橋と申します。精神疾患の担当をしております、ネット・ゲーム依存をお話をさせていただきます。先ほど小山委員のお話にもありましたように、こころの医療センター駒ヶ根というところで、依存症治療センターという形で立ち上げてまして、その中でこの間の3月からゲーム・ネット依存に関しても、入院も含めて対応をしているところでございます。

国の依存症対策全国センターをやっております久里浜医療センターというのがあるのですが、そこでの研修なども、ゲーム・ネットに関するものは昨年ぐらいから始まったところですが、やはり医療の現場でも浸透しきっていないという印象がございます。

相談体制につきましても、やはり専門的な知識がまだ浸透しないところがありますので、その全国センターへの研修を、これは限られた人数しか行けないのですけれども、そこに派遣した人を中心に県内に伝達研修というような形をしたり、そういう形で取り組んでいるところです。依存症に関してはこういう状況です。

あと自殺の関係も保健疾病対策課が中心となっております。専門の担当官が今日は出席していないので私の言える範囲になってしまいますけれども、国の自殺総合対策大綱というものがありまして、これがちょうど新しい大綱が変わるところで、その中でも、やはり未成年の自殺というのが大きな柱として取り上げられております。国の全体の流れもそうですし、長野県内の未成年の自殺、これも全国的に水準としては上位にまだあります。今後もやはり未成年の自殺は長野県にとって大きな柱として考えておりまして、ちょうど県の自殺対策の計画も改定時期にあるのですが、やはりその中でも未成年の自殺対策は大きな柱に位置づける方向で、今進めているところです。以上です。

○荒井会長

ありがとうございました。引き続き、事務局のほうでお願いします。

○清沢係長（教育委員会事務局心の支援課）

心の支援課です。先ほど子ども・若者の教育が縦割りではないかという御意見をいただきました。教育委員会でも、ただいまこの子ども・若者計画と同様の令和5年から9年までということで、教育振興基本計画というものを策定しております。ですので、教育の計画と、こちらの子ども・若者の計画、それぞれの計画をそれぞれの担当と連携を取りながら、今後進めてまいりたいと思います。縦割りという指摘が出ないような形にしていければと考えております。

それから、不登校の特例校の話も出ましたけれども、小山委員がおっしゃったとおり、現在市町村を交えてこれから特例校というものが必要なのか、あるいはつくるとしたらどのようなものにしたらいのかということを検討し始めようとしているところでございます。現在不登校特例校は全国に21校ございますが、全て市町村立か私立ということで、都道府県立というのは今のところ一つもございません。そういうことも踏まえまして、今後検討していきたいと考えております。

それから、今自殺の話がございましたが、教育委員会も、SOS の出し方に関する研修ということで、小中高において実施し、また、令和5年度、来年度までに、全ての県立高校を回りましてワークショップ等を活用した相談力向上研修を行っていくところでございます。教員に対しても教員向け予防研修を行っております。以上でございます。

○荒井会長

ありがとうございます。現状について御報告いただきました。ネット・ゲーム依存に関しては、とりわけ後手的なといいますか、対応策として情報モラル教育をというところがあるわけですが、今で言うデジタル・シティズンシップと言われるような、ICT のよき使い手としてという観点も非常に重要かと感じています。

差し当たりそれぞれの委員の皆様から御発言いただきましたが、追加で金山先生にも、先ほど冒頭で御発言いただきましたけれども、ここの部分でもし御意見等、御提案等いただけたらと思いますけれどもいかがでしょうか。

○金山委員

いただいた資料スライドの2ページ目のところですが、2点ありまして、まず1点目ですが、最初のところ、策定のポイントの二つ目に「未来への目線」というところで、2035年問題について書かれています。一般的に国が言っている2035年問題の共通の課題として捉えてよいのか、それとも長野県特有の独自の課題というか、県の事情などを見据えての2035年問題の捉え方なのか、そこを少し質問させていただきたいと思っております。

もう一点はお願いです。どこに入れたらいいのか、今度は施策の柱のところですが、ⅢなのかⅠなのかどっちだろうと思いつつもほかのいろいろなところの委員会に出させていただくたびをお願いしているのですけれども、少子化が進みすぎると子育ての親から子どもへ、子どもから次の世代へと受け継がれていた、家庭で受け継がれていた子育てのノウハウというんですか。抱っこしてこうしたら寝るよとか、ゲップをさせるときにはこうやるといいんだよというような、そういう子育ての知恵や技術というものが、今なかなか伝承しにくくなってきています。でも、それを補うように社会のいろいろな仕組みができてきていますので、社会のいろいろな制度の活用法であったり、またパートナーと一緒に子どもを育てるといったらいいのかというようなことを、子どもたちが育てられている時期に子どもを育てること

を学ぶための、家庭科の授業に保育という分野はあるのですが、離乳食はこうですか、手づくりのおもちやをつくと子どもが喜ぶとかという授業しか授業実践の事例が見えてきておりませんので、もうちょっと踏み込んだ、いろいろな制度があるから案ずるより産むが易しで、産んで大丈夫だよと、私たち周りの大人が支えるよというようなメッセージが伝わるような、次の世代を担う人たちの教育というのは、Ⅲの中の「健やかに成長、自立できる社会づくり」の中に入ってくるのか、Ⅰに入ってくるのか私ではよく分からないのですが、どこかに文言として入れていただけるといいなと思いました。以上です。

○荒井会長

ありがとうございました。2点いただきました。一つ目は、2035年問題の捉えについて、追加で説明をぜひお願いしたいという点と、2点目については、子育ての様々な情報や在り方について学校でというような御提案をいただきましたけれども、いかがでしょうか。

●事務局（次世代サポート課）

御意見ありがとうございました。1点目の2035年でございますが、日本全体で言われているとおり、高齢者が全体の3分の1を占めるということでの2035年問題もあるかと思いますが、県の計画につきましては、総合5か年計画が2035年の長野県の将来像を展望して、これを実現するための来年度から5か年の計画を策定するという大きな方向性を持ってございますので、県全体の目指す姿としての2035年の設定をさせていただいているところでございます。

あわせて、2点目でございますが、子育てに関しましては、前回御意見をいただく中でも、様々な情報交換、情報共有できる場が会ったほうが良いという御意見があったかと思えます。なかなか個人個人では孤立してしまう情報が得がたいという部分はございますので、計画の中では、Ⅰの柱の中の5「ライフデザイン教育」ということで、学校での教育、大学や高校までの教育もございまして、その中で家庭に関する部分をしっかり学んでいただくということを施策としても位置づけたいと考えてございます。説明につきましては、以上になります。

○荒井会長

ありがとうございます。ライフデザイン教育については、ぜひそれぞれの高等教育機関も今関わっているところもありますので、信州大学でも実施していますけれども、長野県立大学でもまたぜひ御検討いただけたらと思っております。県庁の担当者がお手伝いいただけるかと思っています。ありがとうございます。

それぞれコメント等いただきましたけれども、いかがでしょうか。追加がもしあればまた御発言いただきたいと思えます。

では、若林さん、お願いします。

○若林委員

2点ありまして、一つは、ゲーム依存の受皿という問題についてですが、一つ私どもの法人で、ゲーム依存に関して現場で取り組んでいる取組例をお伝えしたくて手を挙げさせていただきました。一定の効果を感じている事例がありまして、アルコールや買い物依存、ギャンブル依存、そういった依存症と同じように、ピアの会、ピアサポーターが関わることによって、自分は必ずしも楽しくてゲームをしているわけではないというか、理由があって、やることなく、ほかの人と関われなくてゲームに走ってしまっているなど悩みを相談できたり、小中学

生のころかなりゲームにはまっていたけれども、高校大学になってやめることができたというお兄さんお姉さんの身近な声を聞くことによって、そういったところから離れていくということができているという事例があるものですから、そういったピアサポーターの関わりというもの、どこかに盛り込んでいただくと、何らかの効果につながるのかなと思います、一つ紹介させていただきました。

2点目は、先ほど荒川委員のお話をお聞きして付け足したいと思ったことですが、私どもの法人で、保護観察中の10代の若者を受け入れるという事業をやっています。協力雇用主として、犯罪を犯してしまったり、少年院に行ってしまった子たちがなぜそうなってしまったかというところの理由や生い立ちに、ネグレクトや虐待、貧困ということが潜んでいます。

もちろん犯罪に走る前に止められたらいいんですけども、いったん少年院に入ってしまった子たちや保護観察中の子たちが社会に出て行きやすい環境を整えていくのも大事なのかと思っています。そういった協力雇用主として受け入れるだけではなくて、その家庭の背景に潜む原因まで相談に乗り、支援して雇用できる企業さんが増えていくといいのかなと思っているのですが、何かそこでこういったことがあったらいいなというところまで今思いつかないのですが、荒川委員の意見を聞きまして、うちで2人そういった方を受け入れているものですから、そういったところが増えていくといいのかなと思って意見をさせていただきました。

○荒井会長

ありがとうございます。2点目のことに関しては、若林さんのところでの受入れのお話をいただきましたけれども、ほかで受け入れていらっしゃる場所の情報は御存じですか。

○若林委員

安曇野では私が知っている限りではうちだけです。保護司さんたちと話し合う機会もありますが、とにかく受け入れてくれるところが少なく、探すのに困っているということは聞いています。なので、できれば、受け入れているところとどういう受け入れ体制なのかという情報共有もしたいのですが、情報共有ができる場所も分からず、うちは独自でやっているという形です。かなり少ないのかなとは思っています。

○荒井会長

分かりました。ありがとうございます。一定程度の専門性も必要ながら、ノウハウに関してはたぶん手探りだと思います。ここで県庁の担当課がどこなのか、私も勉強不足で分かりませんが、ぜひフリースクールの状況も同じですが、それぞれ尽力されている団体の関係を構築していく、ネットワーク化していくのはとても大事な観点かと思っています。また、荒川さんのほうでも何かお立場で御提供できることがあれば、今後もぜひつながっていただいて、何かいい関係ができればと思っています。

1点目に関しては、まさにゲームに限らず依存症におけるピアサポーターの存在というのはとても大きく、共感的に情報を共有していくということは重要かと思いますので、そういった団体への補助や支援ということも、ぜひ御検討いただければと思っています。行政ではなし得ない役割や機能を果たしてくれるのではないかと思います。ありがとうございます。

4 その他

○内山企画幹

荒井会長、ありがとうございました。本日は、音声の不手際等ございまして、大変失礼いたしました。

それでは次回でございますけれども、本年度最後となります第3回目の開催につきましては、事務局としましては、来年の3月15日の午前中の開催を予定しております。時間帯等につきましては改めてお知らせをいたしますので、よろしくお願いいたします。

5 閉 会

○内山企画幹

それでは、これもちまして、第2回の長野県青少年問題協議会を終了といたします。

皆様、長い時間ありがとうございました。

(了)